

[令和4年分]【新規】 扶養親族等申告書作成と提出の手引き

作成と提出方法の流れ

＜①②の両方に該当する場合、提出は不要＞

- ① 控除対象となる配偶者または扶養親族がない
- ② 本人が障害者または寡婦・ひとり親にも該当しない

▶ 提出年月日を記入

▶ 氏名欄を記入（日中ご連絡のつく電話番号をご記入下さい）

※氏名（フリガナ）、生年月日をご確認ください（押印は不要です）。
※代筆の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に代筆した旨
と代筆者氏名をご記入ください。

提出年月日	令和 3 年 10 月 4 日
A) 受 給 者	
フリガナ	ネンキン タロウ
氏 名	年金 太郎
電話番号	03-XXXX - XXXX
生年月日	昭和 31年 11月 30日

▶ ①欄を記入

2ページ、3ページを参照。

「本人障害」「寡婦等」「本人所得」欄をご記入ください。

扶養親族等がない
場合

扶養親族等がある
場合

▶ ②・③欄を記入

2～4ページを参照。氏名その他の事項をご記入ください。

「配偶者の区分」欄については、配偶者の収入が年金のみで1・2のどちらかに該当する方は○を、それ以外の方は6～8ページをご覧ください配偶者の年間所得の見積額をご記入ください。

「年間所得の見積額」欄については、6～8ページの所得計算方法をご覧ください、扶養親族の所得額が該当する項目いずれかに○をしてください。

▶ ④「摘要」欄を記入

4ページをご覧ください。

▶ 同封の返信用封筒（※1）に申告書を入れ、切手（※2）を貼って投函

お近くの年金事務所でも受け付けています（切手不要）。

※1 返信用封筒の郵便番号は専用の番号を使用しています。送付先住所を記入する必要はありません。

扶養親族等申告書以外の届書、お手紙等は同封しないでください。

※2 法令上受給者による提出が規定されているため、申告経費である切手代は受給者のご負担をお願いします。
普通郵便で郵送される場合、必要な切手は84円になります。

【記入項目の説明】

A 受給者欄

1 本人障害【5ページを参照】

障害者に該当する場合は、普通障害・特別障害いずれかに○をしてください。

また、申告書裏面⑭「摘要」欄に受給者の氏名、**身体障害者手帳等の種類**（名称は正確に記入）と交付年月日、障害の等級などをご記入ください。

障害を示す書類は不要です。

2 寡婦等【5ページを参照】

受給者が、寡婦・ひとり親に該当する場合は、いずれかに○をしてください。

寡婦・ひとり親を示す書類は不要です。

3 本人所得

本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合は、○をしてください。

※900万円を超える場合、配偶者控除の対象外です。

B 控除対象となる配偶者欄

4 源泉控除対象配偶者

受給者本人と生計を一にする配偶者（法律婚に限る）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

5 配偶者の区分【6ページを参照しご計算ください】

配偶者の収入が年金のみで、記載されている年金額以下の場合は○をしてください。

それ以外の場合は**年間所得見積額**を必ずご記入ください。計算の結果、所得の見積額がマイナスとなった場合は、ゼロをご記入ください。

6 配偶者障害【5ページを参照】

記入方法は ① をご覧ください。

配偶者が障害者に該当しても、**所得見積額が48万円を超える場合**は、障害者控除の対象外です。

7 同居・別居の区分

受給者または他の扶養親族と同居か別居のいずれかに○をしてください。

「別居」の場合は、申告書裏面⑭「摘要」欄に別居している方の氏名と住所をご記入ください。なお、別居している方が国外にお住まいの場合は、4ページ2.「国外にお住まいの扶養親族等がいる場合」をご覧ください。

8 配偶者老人区分

配偶者が70歳以上の場合、「2. 老人」に○をしてください。所得見積額が48万円を超える場合は控除の対象外です。

※老人控除対象配偶者（70歳以上・昭和28年1月1日以前に生まれた方）を「2. 老人」と省略して記載しています。

C 扶養親族欄

9 控除対象扶養親族または扶養親族

控除対象扶養親族（※1）および 扶養親族（※2）の氏名、続柄、生年月日をご記入ください。

※受給者本人と生計を一にする親族で、年間所得の見積額が48万円以下の方が対象となります。

※1 16歳以上・平成19年1月1日以前に生まれた方

※2 16歳未満・扶養親族のうち、平成19年1月2日以降に生まれた方

10 特定・老人の種別【5ページを参照】

該当項目に○をしてください。

※特定扶養親族を「1. 特定」、老人扶養親族を「2. 老人」と省略して記載しています。

11 12 障害、同居・別居の区分

① ⑦ をご覧ください。

13 年間所得の見積額【6ページを参照しご計算ください】

扶養親族の令和4年の年間所得見積額が48万円以下か、48万円を超えるか、いずれかに○をしてください。

48万円を超える場合は控除の対象外です。

D 摘要欄

14 「摘要」欄

4ページをご覧ください。

個人番号（マイナンバー）欄の説明は2ページをご覧ください

裏面

C 扶養親族（続き）

氏名	続柄	生年月日	障害	同居・別居の区分	年間所得の見積額
フリガナ	ネンキン	ハナヨ	10 特定・老人の種別	11 障害	12 同居・別居の区分
氏名	年金	華代	1 明 3 大 5 昭	1 普通障害	1 同居
フリガナ	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	3 子	7 平 9 令	2 特別障害	2 別居
氏名		4 孫	年 月 日		48万円以下
		5 父母祖父母	37 1 9		48万円超
		6 兄弟姉妹	1 特定 2 老人		48万円
		7 その他	1 明 3 大 5 昭		
		8 親等	7 平 9 令		
		9 三親等以内の親族	年 月 日		
		3 子			
		4 孫			
		5 父母祖父母			
		6 兄弟姉妹			
		7 その他			
		8 親等			
		9 三親等以内の親族			

D 摘要欄

年金 一郎 身体障害者手帳（1級 令和2年9月1日交付）

年金 一郎 住所 東京都 ○○市△△町××丁○番地

年金 華代 非居住者 住所 アメリカ合衆国

3人目以降の扶養親族は裏面にご記入ください

1. 下記に該当する場合は、「摘要」欄に以下の内容をご記入ください。

1. 障害者	身体障害者手帳等の名称、等級、交付日
2. 国内に別居している扶養親族がいる	別居の方の氏名と住所
3. 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる	同一生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を他の所得者の扶養親族とすることができます。また、その生計内の複数の扶養親族等をそれぞれの所得者に分けて控除を受けることもできます。 ○他の所得者の扶養親族である旨とその扶養親族の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所 ○上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の氏名、あなたから見た続柄、生年月日、住所

2. 国外にお住まいの扶養親族等がいる場合

控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入してください。また、親族関係書類（※2）を申告書と同封してご提出ください。

※1 「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

- ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し
- ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります）

1. 「普通障害者」「特別障害者」とは

所得税法上の障害者は、その障害の程度により、「普通障害者」と「特別障害者」に区分されます。
代表的な例は次のとおりです。その他については『日本年金機構ホームページ』をご覧ください。年金事務所または税務署にお尋ねください。

障害の内容	1. 普通障害者	2. 特別障害者
精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の等級以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が1級の方
身体上の障害がある方で身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方

2. 「寡婦」・「ひとり親」とは

受給者本人が現在結婚をされていない方、または配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方です。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係 ^(※3)	控除の区分 控除額(年額)
500万円以下 (※1)	男性	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
	女性	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親 (36万円)
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦 (27万円)
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦 (27万円)

- ※1：500万円を超える所得がある方は対象になりません。
※2：他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。
※3：住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

3. 「特定扶養親族」「老人扶養親族」とは

「特定扶養親族」とは、平成12年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた控除対象扶養親族をいいます。
「老人扶養親族」とは、昭和28年1月1日以前に生まれた控除対象扶養親族をいいます。

「本人所得」および「配偶者の区分」

＜配偶者控除等（源泉徴収時）の要件＞

		配偶者所得		
		48万円以下	48万円超～95万円以下	95万円超
本人所得	900万円以下	配偶者控除 老人配偶者控除 障害者控除	配偶者特別控除 (※1)	
	900万円超	障害者控除 (※2)	控除対象外 (※3)	

- ※1：配偶者が70歳以上または障害者の場合であっても、控除額の加算はありません。
※2：配偶者が障害者でない場合には、控除の対象となりません。
※3：上記以外の場合でも、本人所得が1,000万円以下、配偶者所得が133万円以下の場合には、確定申告を行うことで、配偶者（特別）控除が受けられます。
詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

「年間所得の見積額」の計算方法

所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです。
控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合計して所得額をご計算ください。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお尋ねください。

1. 収入が公的年金等の場合の計算方法

「その年に受け取る年金額（A）」－「公的年金等控除額」＝「公的年金等にかかる雑所得の金額」

公的年金等とは、厚生年金保険、国民年金、共済組合、恩給、厚生年金基金、国民年金基金などです。
「受け取る年金額」とは、社会保険料などが控除される前の合計年金額です。
障害年金、遺族年金は非課税所得のため、所得の見積額には含みません。
公的年金等控除額は年金以外の所得額、年齢、受け取る年金額に応じて異なります。

○収入が公的年金等のみ、または公的年金等以外の所得が1,000万円以下である場合（※）の公的年金等控除額

年金を受け取る人の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額
65歳以上 （昭和33年1月1日以前生まれ）	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)× 5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満 （昭和33年1月2日以後生まれ）	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%+ 27万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)× 5%+145万5千円
	1,000万円超	195万5千円

《計算例1》65歳以上の方で受け取っている年金額が145万円の場合
145万円（受け取る年金額）－110万円（公的年金等控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

《計算例2》65歳未満の方で受け取っている年金額が50万円の場合
50万円（受け取る年金額）－ 60万円（公的年金等控除額）＝ 0万円（年間所得の見積額）
＊マイナスとなった場合は所得額は0円となります。

○公的年金等以外の収入がある場合は、上記で計算した公的年金等の所得の見積額と、その他の収入の所得額を合算した金額が年間所得の見積額となります。

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。
公的年金等以外の所得が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には、上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から一律10万円を差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。
詳しくは『日本年金機構ホームページ』または『国税庁ホームページ』をご覧ください。または税務署にお尋ねください。

2. 収入が給与の場合の計算方法

「給与の収入金額（B）」－「給与所得控除額」－「所得金額調整控除額」＝「給与所得の金額」

給与所得控除額は、下表のように給与の収入金額に応じて異なります。

給与の収入金額（B）		給与所得控除額
162万5千円以下		55万円
162万5千円超	180万円以下	(B) × 40% - 10万円
180万円超	360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超	660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超	850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超		195万円

《計算例》 給与の収入金額が90万円の場合

90万円（給与の収入金額）－55万円（給与所得控除額）＝35万円（年間所得の見積額）

下記①または②に該当する場合は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

① 公的年金等所得と給与所得があり、合計した所得額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝年金所得額（※）＋給与所得控除後の給与等の額（※）－10万円
※：10万円を超える場合は10万円

《計算例》 65歳以上の方で受け取っている年金額が180万円（年金所得70万円）
および給与収入額が200万円の場合

給与所得控除額：200万円（給与の収入金額）× 30% + 8万円 = 68万円
所得金額調整控除額：10万円（年金所得の上限額） + 10万円（給与所得の上限額）
－ 10万円 = 10万円
給与所得額：200万円（給与の収入金額）－ 68万円（給与所得控除額）
－ 10万円（所得金額調整控除額） = 122万円

② 給与収入が850万円を超え、以下のいずれかに該当する場合

- ・ 本人が特別障害者に該当する。
- ・ 特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族がいる。
- ・ 23歳未満の扶養親族がいる。

所得金額調整控除額＝（給与の収入金額（※）－ 850万円）× 10%
※：1, 000万円を超える場合は1, 000万円

《計算例》 給与の収入金額が1, 200万円で、23歳未満の扶養親族を有する場合

給与所得控除額：195万円
所得金額調整控除：（1, 000万円（給与の収入の上限額）－ 850万円）× 10% = 15万円
1, 200万円（給与の収入金額）－ 195万円（給与所得控除額）
－ 15万円（所得金額調整控除額） = 990万円（年間所得の見積額）

3. 収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額(※)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額－必要経費
事業所得	総収入金額－必要経費
譲渡所得	総収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額
退職所得	一般退職手当等の場合：（収入金額－退職所得控除額）×1/2 ※特定役員退職手当等や短期退職手当等に該当する場合は計算方法が異なりますので、詳しくは『国税庁ホームページ』をご覧ください。
山林所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
一時所得	総収入金額－支出金額－特別控除額
雑所得 （公的年金等以外）	総収入金額－必要経費

※所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。
詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

ご提出にあたりご不明な点は、
『扶養親族等申告書相談チャット』または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ！

1. 一般的・定型的なご照会

<https://www.nenkin.go.jp/>

『扶養親族等申告書相談チャット』

日本年金機構

検索

二次元
コード

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする**相談チャットを開設しています**。24時間いつでも対応していますので、上記の二次元コードよりぜひご利用ください。
日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

2. 個人的・具体的にご照会

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』  **0570-081-240**（ナビダイヤル）

※お問い合わせの際は、年金証書等、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）**03-6837-9932**

市外局番を省略する等、電話番号間違いが発生しています。先頭の「03」を省略しないようご注意ください。

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで）
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。